

長建協発第288号  
平成22年10月26日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会  
会 長 谷 村 隆 三  
[ 公 印 省 略 ]

### より排出ガスの少ない建設機械の使用について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

国土交通省では、建設工事の施工に伴って建設機械から排出される排出ガスの低減、及びトンネル坑内作業の環境改善を目的として、平成4年度より排出ガス対策型建設機械の指定を開始するとともに、平成8年度より建設省（現国土交通省）が発注する直轄工事においてその使用を原則化し、排出ガスの少ない建設機械の普及、使用を図ってきたところであります。

同省ではこれまで、排出ガス対策型建設機械の指定を「第1次基準値又はこれよりも優れた排出ガス対策型建設機械」としてきましたが、排出ガス対策をさらに進めていくことを目的に、平成23年4月より対象機種・対象工事ごとに順次基準値を引き上げ、第2次基準値又はこれよりも優れた排出ガス対策型建設機械の使用を原則化することとしております。

つきましては、今後、対象機種を使用する際は、第2次基準値又はこれよりも優れた排出ガス対策型建設機械の使用に努めて頂くべく、別添のとおり全建を通じ同省総合政策局建設施工企画課長より周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。